（目 的）

この要領は、経理規程第６章第15条の規定に基づき、仕入会計に 関する取扱いを定めたものである。

（仕入計上の基準）

商品の仕入計上基準は、検収時点とする。

２．前項のほか、仕入返品を行うときは現品発送時点で返品処理する ものとする。

（仕入価額）

商品の仕入価額は、原則として購買価額とする。

２．前項の場合において仕入割戻しまたは仕入返品があったときは、

原則として仕入価額から控除するものとする。

第 4 条 商品仕入れの事務は、商品管理部○○○○課で行う。

２．前項の○○○○課は、商品を仕入れるときに発生した買掛金につ

いて、当該仕入先別に記帳・整理し、支払のつど点検を行うととも に、常にその残高を明確にしておかなければならない。

商品仕入れの際に前渡金があるときは、前条と同様の取扱いとす る。

（関連規程）

その他商品の仕入れに関する事項は、別に定める購買管理規程お

よび商品仕入実施要領によるものとする。

（改 廃）

この要領の改廃は、経理部長が立案し、管理本部長および商品本

部長と協議のうえ、社長が決裁する。

( 付 則)

この要領は、令和○年○月○日から実施する。